

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時01分）

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 照屋仁士議員、14番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程に入る前に、町長より発言の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 町民の皆様、そして議員の皆様、おはようございます。議長の発言の許可を得ましたので、本日新聞で報道がございました南風原町体育協会の事務局における会計処理の不祥事に関しましておわびを申し上げます。

本件は、現金取り扱いの管理体制に起因するものでございまして、町体育協会の顧問として責任を痛感いたしております。現在、顧問弁護士、警察にも相談しておりますが、被害内容や被害額についても現在精査しているところでございますが、現在判明している被害額は約970万円でございます。今後、このような事案が二度と起こらないように、危機管理の研修等を行うとともに職員のコンプライアンスの啓発、そしてまた意識の向上に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また現金の取扱いを極力避け、通帳管理においてはチェック体制の強化を図るとともにキャッシュレスで対応できないか、そのような環境の構築も検討してまいりたいと考えております。

改めまして、今回このような件が発生したことにつきまして、ご迷惑をおかけしていることに対しましても心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

### 日程第2. 一般質問

○議長 赤嶺奈津江さん それでは日程に入ります。日程第2. 一般質問を行います。通告書のとおり順次発言を許します。2番 大城重太議員。

[大城重太議員 登壇]

○2番 大城重太君 皆様、おはようございます。2

日目、トップバッター張り切っていきたいと思います。まず一般質問に入る前に、5月のゴールデンウイーク明けたらですね、先週ぐらいまで約1か月間でありますけれども総会ラッシュでございました。総会シーズンとして、私もこの約1か月間の間に15の団体の15の総会に参加させていただきました。2日に一遍総会に出ているような感じでですね、たくさんの団体が頑張っているな、そしていろんなボランティアの方々がですね、南風原町を中心にですね、盛り上げていこうとしているというところで、お互いこういう仲間としてですね、共に頑張ろうというまた新しい気持ちで毎年この5月、6月というのは、私にとっては一年のスタートというような気持ちですね、新しく頑張っていこうというような感じで、また頑張れる、気持ちを新たにできる月であります。また先ほど町長からもありましたように、私も体協は、体協長も4年間務めさせていただいて、現在も体協の選手としてですね、今も出場しているんですけども、こういった不祥事が起きたということは非常に残念であります。またですね、町民の皆様、そして選手が動搖しないようにですね、体協に励んでいけるように、私の立場からしても動搖しないように、一緒にですね、体協を盛り上げていけるように、またここから盛り返していく様子ですね、私も何か力、自分が体協長をやってきたという立場からですね、また盛り上げていきたいと思います。それでは一般質問に入って行きたいと思います。一括質問、一括答弁をお願いいたします。

大問1、公共施設の管理計画を問う。（1）令和4年に公共施設等総合管理計画が改訂されたが、給食センターや旧社協など、個別施設計画の策定状況はどうなっているか。（2）公共施設マネジメントの観点からも、老朽化が懸念される建物の今後の方針を明確にしてほしいがどうか。

大問2、中長期的な財政計画を問う。（1）人件費の増加や物価の高騰、今後のインフラ整備も考えると将来的な財政が気になるが、中長期的な財政計画は策定しているか。

大問3、自主財源を増やすためのまちづくりを。（1）建て替えが必要な公共施設は、自主財源の確保が見込める活用を目指してほしいが、町内民間企業の知恵もお借りして、新たなまちづくりビジョンを策定してはどうか。以上、答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。質問事項1、（1）についてお答えいたします。学校給食共同調理場につきましては、南風原町学校施設等長寿命化

計画において策定を行っております。旧社協につきましては、個別施設計画の策定はしておりません。

(2) です。南風原町公共施設等総合管理計画では公共施設等の管理方針として、施設の維持管理を計画的に講じ、長寿命化に取り組むとしております。

質問事項2点目についてです。中長期的な財政計画は策定しておりませんが、毎年、実施計画を見直すことで、今後、予想される財政負担のシミュレーションを行っております。引き続き人件費や物価高騰など社会情勢を注視し、今年度から取り組む「第六次総合計画」において検討をしてまいります。

質問事項3点目です。建て替えが必要な公共施設については、自主財源の確保も含め有効活用に努めてまいります。また、町民、民間事業者の様々な意見も参考にしながら財源確保に努めてまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 それでは大問1の(1)のほうから順を追って再質問していきたいと思います。実はこちらの質問ですね、1年前、去年の6月の定例会でも一般質問で取り上げたんですけれども、その際にもですね、給食センターとか学校施設に関しては個別施設計画が策定されているということは承知しておりますが、再度確認の意味で質問しております。そのときにもですね、できているところとできていないところがあるということで、学校とかはできているけどそれ以外の公共施設、建物はできていないというところの回答がありました。これが現在、進捗状況どうなっているかという確認の意味も含めてですね、今策定すべき公共施設がどれくらいあって、できているのはどの施設でできていないのがどの施設というような内訳はどうなっていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時13分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。本町の個別施設計画で策定するものといたしましては、本庁舎、公民館、図書館、保健福祉施設、小中学校等の学校施設、保育所、幼稚園、児童館等の子育て支援施設、あとインフラ施設として道路、橋梁、公園、下水道となっております。

なお個別施設計画の策定状況につきましては、現在手元に資料がないためお答えすることができません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 議員研修の中でもこういった資

料がですね、県内ではどういう状況かっていうのが出てきたりするんですけども、他市町村と比べてですね、南風原町の個別施設計画の策定状況が遅れているという内容のデータになっております。そこでですね、やはりまだできていないところがあるんだろうな、そこの確認も含めてちょっとお聞きしたいという意味で質問したんですけども。特に気になるのが旧社協とかですね、そういう老朽化が懸念されていましたとか、施設の利用率が落ちているところとかっていうのが気になりました。特にこの個別計画をしっかり策定しないと、この総合管理計画の信頼性というかですね、そういうところも確保できないんじゃないかなと思いますが、といったことはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。ただいま旧社協についてのご質問としての回答になりますが、旧社協のほうはもともと社協のほうが活用しております、その後、移転した後に有効に活用するということで、借りる団体がありましたので、そこを貸し出していました。その後、どんどん借り手がいなくなっている状況から、最終的にはちょっと建物も厳しい状況もありまして、今後建て壊しが必要だろうという状況の中、福祉事業所さんのほうもまた長年ちょっと利用している状況がございましたので、そちらのほうが移転の計画もありましたので、その後、そちらが移転した後でしかこちらの社協の今後の利活用については、ちょっと検討する機会が設けられなかったという状況となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 総合管理計画は全体的な方針とか目標を示すものであって、個別施設計画がないと具体的な実施方法とか、あとは優先順位とかというのが不明確になってきますので、この計画の実行性が低下する可能性があるというところでですね、また施設ごとの具体的な維持管理方法とか、また更新に関する財政計画がないとまた予算の適切な配分が難しくなるので、やっぱりそういった意味も含めてですね、個別施設計画を早めに策定してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えします。ただいまご提案ありましたとおりですね、総合管理計画では施設ごとの管理に関する基本的な方針が必要となりますので、そちらを定めてですね、機能の充実や適正な維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。  
○2番 大城重太君 是非ですね、早めに個別施設計画のほうも策定をお願いします。

(2)に行きたいと思います。先ほども旧社会福祉センターのことについて触れたんですけれども、(2)では、この老朽化される建物の今後の方針を明確にしてほしいということでの質問なんですけれども。この旧社会福祉センター、ここを特に早急に、どのように使うというのを決めてほしいと思うんですけれども、とてもいい土地あります。広いですし、いろんな考え方ができると思うんですけれども、考えがまとまるまでそのまま寝かせておく、計画ができるまで放ったらかしと言ったら言い方はとても悪いんですけども、そのままにしておくのはもったいないので、一旦いろんなことを検討した上で駐車場にするとか、何か別の、いい土地なので期限つきで企業さんにお貸しするとか、そういった建物の計画ができるまでは別の使い道を期間限定でできるようにするとかですね、そういった考え方もあると思います。そういった方針ですね、早めに決めてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。旧社協につきましては、5月上旬まで福祉団体のほうが借用していたんですが、この施設が旧建築基準法の建物ということで、これまでにも様々な修繕等を行っておりました。そういったこともあって、基本的には一応今後につきましては新たな貸出等は予定はしておりません。現状につきましては、町の粗大ごみ回収、そういったところの外での作業とかですね、駐車場につきましては職員の駐車場等で利用しているところです。旧社協の跡地利用につきましては、昨日富信議員にもお話ししましたように、町の公共施設整備計画等検討委員会を早めに開催しまして、検討していくたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 公共施設等整備計画というところで、もう是非ですね、こういった公共施設マネジメントの観点からも、できれば町の財政になるような運用の仕方も視野に入れてもらってですね、検討してもらいたいなというふうに思っています。そこでですね、旧社会福祉センターだけに限らずですね、建て替えが必要とかですね、今後10年、20年先、どういう使い道をしようかというような検討も、中長期的な観点から必要になってくるのかなと思っていますが、公共施設建て替えとか改修だけではなくて、この利用率とかそういうところも含めて、町民の、地域住民のニーズ

に応えるためにはどうしたらいいかとかというのも考えて、統廃合というのも検討に入れてほしいんですね。今、建替えとか修繕とかというような書かれ方しかされてないんですけども、これは統合するとかということも検討には入っていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。公共施設等総合管理計画の目的において、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、そして長寿命化、統廃合等を進めることにより将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実したサービスを提供することを目的としております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 例えばなんですか、町民体育館を建設するとなった場合、体育館だけではなくて、そこに共同福祉施設の機能ですね、観光協会だったりとか商工会だったりの事務所をですね、この町民体育館の一部に入れるとか、そうすることで現在使っている共同福祉施設をまた別の目的、町民のニーズに応えた別の施設を造るとかですね、そういったことも可能になってくるかと思います。昨日富信議員からもあったように、かすり会館やウルトラマンとかですね、観光で財源が貢献する、町の収入になるというような観光施設ができるというのであれば、そこをそういうふうに大きく広げて観光施設を造ってもいいのかなとかですね、いろんな発想ができると思いますので、こういった統廃合もですね、含めて検討してもらいたいと思っています。いろんな柔軟な発想が必要だと思っていまして、民間の建物に公共を入れるとかですね、照屋の例えれば公民館、そこも建て替えがそろそろ検討必要かなと思っているんですけれども。ただ利用率も下がっている中で、公民館として使うのではなくて、2階建て、3階建てにして、1階は先ほど言った、1階、2階は商工会、観光協会の入った建物にして、2階は誰でも使える会議スペースとかにして、3階は照屋の区民が使える公民館としての機能を持たせるとか、そういう複合施設というようなことをやればですね、いいのかな、今後の南風原町の土地も限られていますし、南風原町のやり方としてはそういった方向も、とても有効じゃないかなというふうに思っていますがいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。建物、土地等の有効活用については、ご提案のとおり素晴らしい考え方だと考えております。ただ町がいろいろ施

設等を計画、検討する中で、やはり国、県等の補助を活用してこれまででも施設を整備してまいりました。そういう中で目的に沿った施設であるのかというところの、そういったハードルとかもあるのかなと考えております。ただこういった補助事業のメニュー等の中ですね、そういった可能性があるのかというのは今後研究していかなければいけないなと思いますので、そういったのを含めてですね、今後計画させていただきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。是非ですね、いろんな視点を取り入れてですね、柔軟な発想で考えてもらえたならというふうに思っています。

それでは大問の2番ですね。中長期的な財政計画を問うというところで、中長期的な財政計画は策定していないというふうにあったんですけれども、毎年ですね、実施計画を見直すということも、これもとても大切だと思っています。ただ中長期的な計画があつてこそ、毎年計画を実行できているかというところを見て、それで見直しを入れていくということも大切だと思ってますので、中長期的な計画、財政計画というのは状況によって柔軟に変えられるというぐらいですね、柔軟性を持たせた計画にして、毎年こういった実施計画の見直しを行って、その中長期的な財政計画がうまくいっているかどうかというのも含めてですね、検討していくというのがベストなのかなというふうに思っています。これもですね、ほかの近隣の市町村と比べてみたところですね、近隣の市町村では策定されているが南風原町ではまだ策定がされていないというところだったんですね。やはりほかのところがやっているということは、やつたほうがメリットが大きいのかなというふうに思っていて、自分もこの前述で言ったように個別施設計画とか、そういったもの、細かいところがしっかりとされているから、それを根拠に中長期的な財政計画ができるというふうに思っていますので、これも関連するところではあるんですけども、まずは個別計画とかしっかりとして、この年どういった計画で幾らかかるというのをしっかりとですね、中長期的に考えて、それが実行できるように、今やっているように毎年実施計画の見直しとかというのをやってもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。確かに中長期的な財政計画の在り方については重要視しておりますが、現在やはり昨今の社会情勢、物価高騰、人件費高騰等がありまして、常

に最新な情報ですね、シミュレーションしていくことも大事だと考えており、現時点では毎年実施計画の見直しによってですね、計画を策定しているところであります。ただ視点としてはですね、やはり中長期的な視点は引き続き持ったままでね、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。答弁のほうにもですね、今年度から取り組む第六次総合計画において検討してまいりますというふうな答弁もいただいていて、非常にありがたいなというふうに思っています。自分もこの第六次総合計画には少し期待をしておりまして、ただですね、この情報というのがですね、この財政状況を今どのような状況かというふうにはかるような指標があるんすけれども、その指標を見れば町民どなたであつても、この指標はこういう意味があるよとかという、これが南風原町の中でも広報誌で出てたり、この指標はここに出ていて、また別の指標は別の資料にあってというような、まとまった資料がないんですね。いろんな情報がもうばらばらに発信されているので、今、南風原町の財政状況はどんなだろう、この5年間でどういうふうにして推移しているんだろう、この指標はどうなんだろうというふうに調べたいと思ったところで、とても手間がかかるんですね。そこは非常に町民にとっても分かりづらい部分だろうなというふうに思っていますので、どちらかと言えば第六次総合計画では総合的な基本計画とか基本構想がされると思うんですけども、こういった指標とか、毎年、今こういう状況ですよ、この5年間でどうなっていますよというのは別の財政計画の資料でですね、まとめていただければいいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。町の財政状況につきましてはホームページ、広報誌等でお知らせしているところであります、今後もですね、もっと分かりやすく町民がすぐに探せるようにですね、工夫してまいりたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。是非ですね、南風原町の財政が知りたければこの資料を見てくださいというような、はつきり分かりやすいようなものがあればいいかなと思っています。

ちょっとここからですね、データの活用法という意味ではですね、大問3とちょっとまたぐ部分があるの

で、ここは同じように大問3の内容も含めて再質問させていただきたいんですけども。先ほど言ったデータとかというのは、例えば実質公債費比率とか経常収支比率とか財政力指数とかですね、そういうものがるんですけども、実質公債費比率は南風原町の広報誌に出ているけど、ほかの財政力指数とか経常収支比率は載っていない。それを調べるためにまた、先ほどと重複するんですけども、これを調べたからまた別の資料を開かないといけない。であったり、なかつたりするとかというのがあるので、そこを今までとめてほしいというところのお願いですね。それも含めですね、大問3の自主財源を増やすためのまちづくりをというところなんですが、自主財源というところで気になっているのが、経常収支比率、これがどうなっているのかというのが気になっているんですけども、過去3年の推移とかという情報があればお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。町の直近3年の経常収支比率につきましては、令和3年度が78.4%、令和4年度83.0%、令和5年度87.1%となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。自分もデータをかき集めてですね、財政力指数とかいろんなものを見て、おおむね今のところですね、健全に財政運営できているのかなというふうに思っているんですけど、ちょっとこの経常収支比率というのだけがデータが出てこなかったので、あとちょっと上がっているんじゃないかなという心配があったので、昨今的人件費の高騰とかですね、そういったところから見てここが上がっているんじゃないかなというところで気になって今お聞きしたんですけども、実際やっぱりこの3年の数字だけ見ても上がってきているというような状況ですね。令和3年度の78%から令和5年度で87%ですかね。となると大体低いほうがいいという数字なんですが、80%ぐらいあれば柔軟な財政運営ができるというところで、この南風原町の財政構造の弾力性を測定する比率というふうになってしまって、比率が低いほど普通建設事業費等ですね、臨時的な経費に充当できたり、一般財源に余裕があるというところの指標です。この財政構造が弾力性があるかどうか。これが高ければ高いほど臨時的な経費に充てられない、もういっぱいいっべいな状況というか、必要経費にだけしか使えない一般財源になっているというところになります。これが上がれば上がるほど、ちょつ

と苦しいような状況になるのかなというふうに思っていて、その数字がどんどん上がってきているので自分はちょっと心配しているんですけども。だからこそですね、こういった細かい数字の積み上げというのが必要じゃないかなというふうに思っています。こういった数字を見ることで、そろそろ新しいですね、自主財源の確保も考えないといけないんじゃないかなというふうな考えになるかと思いますので、是非そういった情報の出し方というのをやってほしいなというふうに思っていますがいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。町の財政状況を示す指標等ですね、こちらについてはまた分かりやすい形でお示ししていきたいと考えています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。そしてですね、やっぱりこの新しいまちづくりのビジョンを策定してほしいというところでありますけれども、是非町内の民間企業の知恵もお借りしてほしいというところで、町内の若手のですね、経営者さんとお話しさせていただいたりするんですけども。2代目とかですね、その会社自体は長年南風原町にあって、今2代目が見ているとかというところの方々とお話をすると、とても南風原愛にあふれていて、とても柔軟な発想を持っていてですね、南風原町はもっとこうしたほうがいいよ、こういうふうにしたらもっと盛り上がるよというような発想もたくさんあります。なので第六次総合計画、とても期待しているんですけども、そこには是非こういった町内の民間企業の方々も入れて、意見を聞いてですね、この時代だからこそ自主財源が見込めるような経営者目線で、どういったふうなことをしたらもっと財政豊かになるというところの観点を入れてですね、まちづくりをしてほしいというふうに期待しております。

最後になるんですけども、先ほどからずっと言っているように、この大問1から3まで、南風原のまちづくりについてですね、関連する部分がとても大きいので、ここをまとめてちょっと検討してもらって、第六次総合計画に反映できるようですね、是非お願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時42分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。14番 浦崎み

ゆき議員。

[浦崎みゆき議員 登壇]

○14番 浦崎みゆきさん 皆さん、おはようございます。それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。一括質問一括答弁にてお願ひいたします。

大問1、本町の福祉避難所について。(1) 福祉避難所の数は幾つあるか。また協定の推進はどのように行われているか。(2) 福祉避難所の人数の目標はあるか。また運営マニュアル等はあるか。(3) 運営マニュアルによる支援体制の構築をどのように進めていくか。

大問2、認知症対策の推進について。(1) 本町の認知症……。議長、ちょっと訂正をお願いいたします。本町の認知症「有症率」を伺うと書いてありますが、「有病率」に訂正をお願いをいたします。続けてよろしいですか。(2) 認知症ケア向上対策としてユマニチュードの普及・促進に対する見解を伺います。(3) 講演会等を通じ本町に取り入れることが出来ないか。

大問3、住民サービスについて。(1) 町民の手続が1か所で済む「おくやみコーナー」の設置の見解を伺う。(2) 全国の導入件数を伺う。(3) 導入に当たり課題は何かお伺いいたします。以上、お願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1 (1) についてお答えします。福祉避難所は17施設となっております。協定の推進につきましては、防災担当と関係課が連携して町内福祉施設等に協力依頼を行い、協定に向け取り組んでおります。

(2) です。現在、福祉避難所の具体的な人数目標値は定めておりませんが、今後、要支援者の名簿を基に、受け入れ体制の確保に向けた目標設定を進めてまいります。また、福祉避難所の運営マニュアルについても未整備なことから、円滑な運営が図れるよう取り組んでまいります。

(3) です。運営マニュアルを作成する際には、災害時に迅速かつ効果的な支援活動が行えるよう、まずは要配慮者の把握に努め、関係機関との情報共有、役割分担及び避難支援などの整備を進めてまいります。

続きまして質問事項2の(1)についてです。高齢者に多い疾患のため、75歳以上の方についてお答えをいたします。本町の令和5年度後期高齢者医療加入者3,865人における認知症と診断がある方の割合は、17.3%となっております。

(2)と(3)は一括で答弁をいたします。ユマニ

チュード技法は、現在行っている認知症に関する普及啓発と共通する部分があります。今後も認知症ケアの1つの技法として認識し、講演会等の情報を発信してまいります。

続きまして質問事項3点目、(1)についてです。窓口対応につきましては、おくやみコーナーの要素も含め、幅広く各種手続の効率化と負担軽減に努めてまいります。

(2)です。デジタル庁が令和4年度に公開したおくやみコーナー等による死亡関連手続のワンストップ化による調査結果によると、1,520の回答自治体数中、約34%の自治体が対応しており、今後実施予定の自治体を含めると、約47%の自治体で対応が見込まれている状況です。

(3)についてです。おくやみコーナーの設置につきましては、スペースの確保や専門職員の配置などが課題と考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 答弁ありがとうございます。それでは順番よく再質問させていただきます。本町の福祉避難所と言われるところですけれども、まずこの福祉避難所の定義のほうをですね、お願いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。本町での災害時における指定避難所、そちらでの対応が難しい場合に福祉避難所への移送等、対応を考えております。その場合に前提としましては、指定避難所で生活が困難な高齢者、障害者、それから妊産婦、乳幼児など特別な配慮を要する方を移動するというようなことで考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん そのように一般の避難所でちょっと対応が困難な方のところを福祉避難所というふうに分けて、そこで避難していただくという考えでございます。

そこで福祉避難所の数は17施設とありますけれども、これは内訳はどのような感じになっておりますでしょうか。例えば障がい者の方とか、また高齢者の方とか、医療的ケアが必要な方とかいろいろあると思いますけれども、幼児、妊婦、どのような内訳になっているかお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。17施設の内訳につきまして、まず1つが医療施設、こちらは医療関係に対応する施設ですね。15施設が保育施設と

なっておりまして、こちらは乳幼児のほうを対応する施設。もう1か所が老健施設になるんですが、こちらのほうは障がい者、そういう方を対応するという形で現在17施設設置しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは医療と老健と、あとは保育所というところでなっていることを確認いたしました。それで一番多いのは保育所なんですが、この保育所のところですね、ちょっと確認をしたいと思います。この保育所を福祉避難所としているところでは、確認ですけれども、保育所に通っている人たちじゃなくて、その地域ですので、地域の幼児または保護者の方を対象というふうに捉えてよろしいか、確認したいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。災害時の状況にもよるかと思うんですが、先に話しました指定避難所のほうを本町のほうで設置しておりますが、そちらでの生活が困難というふうになった場合に、こういった乳幼児の方については保育施設等への移送が必要だとか、議員おっしゃるように多くに近くに住んでいる方、そういった方々について乳幼児の方は近くの保育所なり、通っている保育所というような形の考え方も出てくるかと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは考え方としては、一旦は一時避難所に行くんですけれども、その状況とかを見て、その保育所、福祉避難所により分けるというような考え方でよろしいですか。答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。はい。議員おっしゃるとおり福祉避難所につきましてはすぐに設置ではなくて、一旦は指定避難所の設置、それから必要に応じてというふうになりますので、そういう考え方になります。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それで一番多い保育所に限ってちょっと確認をさせていただきます。現在、その保育所が、今の考え方で保育所の福祉避難所としての15施設ある保育所の皆さん、ちゃんと認識をしているかどうかとかですね。この福祉避難所に指定されているんですけども、その備蓄状態、例えばどれぐらい受け入れるのかとか、具体的に。園の受け入れ人数が決まっていなければ、また園の職員確保もできることでありますし、またその園に対してですね、備蓄品などは現在置かれているかど

うか確認いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。受け入れ人数については、ちょっと資料のほうがないんですが、1人当たりの平米数で出した数値はあるんですが、実際のところその人数を受入れるかという問題もありますので、この辺は今後整理していきたいと考えております。備蓄品につきましては、現状保育施設のほうには置いておりません。本町の施設と各字、自治会のほうに水や食料等を置いておりますが、今後福祉避難所につきましても計画的に整備については検討していく考えであります。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん そういうところですね、ちょっと園のほうにもお聞きしたんですけども、なかなか備蓄品もないし、どのような状態で受け入れるのか。ある意味、情報がないよというようなお声がありましたので、しっかりと福祉避難所というところで指定しているからには、その辺の対応も早めに、また備蓄品に関してもどのような感じで、町が全部準備をするのか、また園が何かしら準備をするのか。そこら辺の細かいところまでしっかりとお示しをしていただいて、早めに公民館などに置いてあるような水とか食料、そこら辺も是非早めに検討していただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。やっぱりまだそういうところで運営マニュアルについても未整備なところがあるということなんですねけれども、その答弁の中にですね、今後要支援者の名簿とともにということありますけれども、今要支援者の名簿なんですが、以前からその防災に関して質問したときに、本人の同意を得てその名簿をつくっていくとかというお話がありましたけれども、現在の状況はどのようになっていますでしょうか。福祉課からの提供される情報などを活用して、その名簿がつくられているのか、つくられていないのかを確認したいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。現在、要支援者の名簿作成は義務づけられておりまして、毎年この名簿を作成して社会福祉協議会、そして民生委員の方々が見れるように名簿を毎年貸与という形で、一年に一回更新してお渡しております。以上です。本人の同意等は取ってございません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは民生委員さんのほうには、情報としては毎年提供しているというふうにお伺いしています。ただこの

間ですね、議会報告会の中での意見交換会の中で、情報がね、なかなか入ってこないんですよというお声があつたので、確認のためにお聞きしました。しっかりとそこら辺は、民生委員さんとの情報共有という点で、今後そのように情報提供していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 お答えいたします。この要支援者名簿の取扱いについてはですね、昨年度の議会において要支援者名簿に関する条例を策定いたしました、こういった本人同意などの規定なども盛り込まれております。結果、本人同意がなくても名簿を作成することができるという結論になっておりますが、今この質問にありました民生委員からの情報がないという部分について、これ結論、今非常に大きな課題となっております。その課題の部分ですね、やっぱり民生委員さんに情報をあげる、あるいは取りにこれる状態があるといった部分で、仮にその情報があったとしてですね、その次にじゃあどう行動したらいいのか、どういうふうにこの要支援者にアプローチしていったほうがいいのか。災害時に、じゃあその支援者はどのようにまた対応していくのかというような議論が、まだ不十分な状況がある。そういうところを一緒に話をしないといけないんですが。やはりこの要支援者名簿を提供する、しないといった議論がもう先行していってですね、そういった手元に情報がない。私は何をすればいいんだという部分が今非常に、こういった今状況があるんですよ。だからそういう部分を、今の現状を伝えつつ、できていないところはできていない、といったところを今議論することが重要でないかというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは早めにまとめていただいてですね、災害は待ったなしでございますので、早めにやっていただけますね、また自治会とも協力をしながら、その辺の民生委員さんとの連携も取りながら要支援者、やはり基本中の基本だと思いますので、福祉避難所により分けするにしてもですね、状態というのは毎年変わってきますので、そこら辺をしっかりと取り組んでいただきたいことを申し上げたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

あとは運営マニュアル等とかはまだまだということでございますので、本当に防災に関しては幅広いところでやることはたくさんあるわけですけれども。本町ですね、状況といいますか防災の、福祉避難所に関してだけ特化してお伺いしますけれども。例えば本町の

目標ですね、例えば仮に1から10あるとしまして、現在どの位置に南風原町あると思われますでしょうか。お願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。福祉避難所に関して数字的にどの辺りかというのは、そうですね、ちょっとお答えするのが難しいんですが、実際整備が足りないというのは確かでございます。運営マニュアル等、こちら努力義務にはなっているんですが、必要なマニュアルだと思っていますので、その整備を行うとともに、先ほど議員からも指摘のありました備蓄品の整備等、そういうのも含めて実施してまいりたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん あえてどことはちょっと表現できないのかなと思いますけれども。是非ですね、例えばいろんな調査とかですね、実態を調べたりとかですね、いろんな方法あると思います。またやっぱり各自治体におかれましては、いろんな好事例もありますので、是非本町の取組をですね、もう避難して来の方が本当に安心できる環境を是非整えていただきたいことを申し上げまして、こちらの質問は終わりたいと思います。

次に認知症対策ですけれども、本町の認知症の有病率は17.3%というふうな数字が出ておりますけれども、この17.3%という数は、同規模な自治体と比較してどの程度なのか、普通なのか、多いか少ないか、どのように考えられますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。同規模市町村との比較は行っておりませんので今お答えできないんですが、県平均と比較しては、県平均が15.5%ですので、有病率については本町は県の平均よりは高いというふうに認識しております。しかしながら認知症の予防とか、私たちはそこに力を入れておりますので、その辺で本町の介護保険認定者に対して認知症の診断がある方に関しては、本町は72%、そのうちの認知症がですね、72%なんですが、沖縄県が80.2%というところですので、やはり本町のほうは有病率という形は県平均よりは高いですが、その後の取組に今力を入れておりますので、そこから介護保険のほうにつながるというところの認知症に関する率は低いというふうに認識してございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。数字は高いんだけど、しっかりと対応しているところで、

介護保険のところは低くなっているという理解でよろしいですかね。ありがとうございます。厚労省の調べなんですが、2040年には認知症になる人は584万人、さらに前段階である軽度認知症は612万人。両者合わせると高齢者の3人に1人が認知機能障害を起こすという計算になっております。これは現在でいくと、それよりはもっと、五、六人に1人ぐらいの割合になるかなとは思っておりますけれども、とにかく増え続けていくというところは見通せるのかなというところでございますので、現在そのように増えていくような状況が私は予測しておりますが、町のほうとしてはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。本町といたしましても、やはり特に高齢の方なんですが、認知症というのは増えてきているというふうに認識しております。本町における認知症の率が増えていているというふうに思っている理由の中には、やはり私たちは認知症が進行しないというところにも着目しておりまして、ふだんからこの事業の中や関係機関の中で、認知症の疑いのある方とかへの支援とか、医療機関につないだりとか、支援チームによる相談を受けて洗い出しとかもやっておりますので、やはり認知症の率が増えるものの中には、やはりそういった認知症に対する理解が進んで率も増えているという要因もあるというふうに分析しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。そうですね、やっぱり理解が増えて、やはり家族の中ではそうじゃないかというところがあると思いますので。結構やはり、病院に行こうと言ってもなかなか行かないのが現状ですので、そこでもいつも家族としてはこう会話の中でのいろんなやり取りの中で、本当に怒ったり泣いたり、いろいろあると思うんですけれども。そういった一つの対策としてですね、今回上げておりますユマニチュードというふうな考え方なんですけれども。ユマニチュードに関して、もしよければ説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。ユマニチュードとは、私たちも今回ご質問を受けて初めて確認をしております。ユマニチュードとは、フランスで開発されて、認知症の人にやさしさを伝えるコミュニケーションの技法という形になっております。主にユマニチュードの中では見る、話す、触れる、立つというところで、例えば人の目を見て話すとか、話

すときにも相手に思いやり、やさしさをもって話しかけるような技法だったりとか、そういうものを柱に5つのステップというものを実施をしていくというふうになります。そういうことを、柱を大切にしながら出会いの準備、これから会いに行きますよとか、あとケアの準備、知覚の連携、感情の固定、再開の約束。再開の約束となると、また次いつ来ますねとか、そういう一つ一つの行程を相互理解ですね、こちらの気持ちも伝え相手の気持ちも理解しながら、それをやつていくユマニチュードというような技法だというふうに認識してございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。今、結構介護をなさっている方を中心に、このユマニチュードの技法と申しますか、そういうのを取り入れて、やっぱり話し方でも急に頭の上から、ベッドにいて頭の上からしゃべられると、もう何って感じで怒ってしまうとか、とにかく言うことを聞かないというところのあれがあって、よく皆さんも是非ユーチューブなどで、ユマニチュードを是非検索していただきたいと思いますが。本当にこういうやり方次第で、本当に口腔ケアをやりたいと思っても、なかなか口を開けてくれないとか。それがユマニチュードのやり方でやると、本当にすんなりと相手も気持ちいいし、やっているほうも気持ちよく対応できるというのが、このユマニチュードの特徴でありますので、やはり本町もいろんな施設、また初期集中支援チームなど、本当に先進な取組をなさっているのは本当に存じ上げておりますけれども。その中の一つとして、是非町民全体にこのユマニチュードというのを取り入れていただいて、やはりみんなが尊厳を、認知症の方の尊厳を守って、またその人らしさを大切にしていくという、このケアができれば、本当に穏やかな状態でまた過ごしていけるんじゃないかなというところでございます。それで啓発部分、共有しますので、現在と。是非誰がもできる技法ですので、難しいことでもないので、是非この講演会等とかを通してですね、やつていただきたいというふうに思います。そしてですね、講演会に来られる方は、なかなか数が限られると思いますが、高齢者の集いなど、また公民館でやっているところで、そういうところからも広められるんではないかなと思いますし、また広報誌も是非そういったやり方で載せていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。ユマニチュードの技法の中にある考え方というのは、

私たちが取り組んでいる認知症の支援、サポートだつたりとか、取組と通ずるもののがございますので、ユマニチュードについても認知症の対応の一つの技法として、私たちも情報発信してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん よろしくお願ひ申し上げまして、こちらの質問は終わりたいと思います。

次に、町民サービスについてですけれども、いろいろとですね、本町の死亡なさったときにいろんな手続があるわけですけれども、その中の町民の手続が1か所で済むおくやみコーナーというものを是非設置をしていただきたいという内容の質問です。窓口対応につきましては、答弁ではおくやみコーナーの要素も含めて幅広く各種の手続、効率化、負担軽減に努めてまいりますというふうに書かれておりますけれども、現在下のロビーに置かれているおくやみハンドブックですかね、それを2か年前ぐらいから置かれているようですけれども、すごく分かりやすい内容で役立っているかと思いますが。この冊子というのは、どれぐらいの頻度で置かれて、どんなですかね、町民の受取り具合というか、大まかでよろしいんですけれども、お願ひいたします。

議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん お答えいたします。おくやみガイドブックの利用の状況についてですが、現在ですね、死亡届の多くは葬儀業者、葬祭業者のはうが遺族に代わって手続を行っているのが大体の部分であります。そのときにですね、おくやみハンドブックのはうをお渡しして、ご家族のはうに、ご遺族のはうにお渡ししてくださいということで活用しております。ご遺族の方々はこれを持ってですね、中のはうには必要な手続、必要な書類等も記載されていますので、これを持ちながらですね、各課の窓口のはうに手続を行っているという状況になります。おくやみハンドブックは、死亡届が出る際にお渡しするという形になっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。本当にですね、身近な方を亡くされて、ご遺族の気持ちに寄り添って、役所ってなかなかやっぱり敷居が高いところがありますので、不安とか、そういう負担をですね、軽減するために、このおくやみコーナーというところが今設置をされて、全国的にも増えているところです。事前にですね、必要な手續、今おっしゃっていただいたおくやみガイドブックを基にいろんな手続

をなさる方がおられると思うんですけども、なかなかそれを見て分からぬ、理解できないという方もいらっしゃると思うし、まずどこに行って、どういうふうにして、結局いろんな課を回されますよね。そういうのがなかなか、やっぱり負担というところのお声も届いているところです。そういうことでですね、ワンストップでできるそういうおくやみコーナーを設置しているところが、後ろの答弁にもありました。全国でも今半分ぐらいの目標で、自治体でもこのようなコーナーが進んでいるというところありますので、現在、ガイドブックに沿って皆さん手続されているということですけれども、その中で何かそういった窓口のご要望とかはないものなんでしょうか。

議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん お答えいたします。直接の要望というのはございませんが、やはり多岐にわたっての手続になりますので、複雑になると思います。それをですね、私たちはリレー方式ということで、まず住民環境課に来て手続を行った場合、次はどういう手続が必要ですねということで相談をして、またほかの課に、手続が必要な課のほうにつないでいるという状況でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それじゃあ今は回っていたいているということだと思います。やっぱりそういうのをですね、できる方はいいかと思いますが、何か不安なんだよねみたいなところありますので、そういう方が電話で申し込みをして、そういうふうにできれば本当に私は町民サービスの一環として町民に喜ばれるものだというふうに思っておりますけれども。最後の導入に当たっての課題というところでですね、スペースの確保はどうなんでしょうかね、できると思うんですけども、専門職員の配置というふうな答弁が出ております。これはどういった感じの専門職員になるのでしょうか。その方がいないとできないようなものなんでしょうか。確認します。

議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん お答えいたします。手続の各制度に精通した職員ということでございまして、ワンストップ、1つの課で済むということになると、この対応する職員が専門性を持たないといけないということで、その育成が課題となっているということで答弁させていただいております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 一人の人が対応するという、専門的なものっていうのは、例えば仮にですね、この

コーナーができたとしてですね、住民の方が例えれば自分は今こういう状況だけど、何か複雑な相談事があつたりとかしたときに対応ということなのか。それともどういったところをちょっと、想定が難しいんすけれども私は。そういったものが、全てこの人が全部やるということの考え方ということなんでしょうかね。それでちょっと専門的なものということですかね。全て分かっていないといけないような方を担当に置いておくみたいな形ですかね。答弁お願ひいたします。

議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん 議員おっしゃるとおりで、スーパーマン型というんですけれども、この方が税の手続だったり国民健康保険の手続だったり、相続についても相談ができるという窓口を設置するという意味で、専門的な知識が必要ということになっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それは一番理想的なことではあると思うんですけども。仮にですよ、2階、3階から下りてきてやっていただくとか、そうすればお客様自体は動かなくていいわけですよね。そういうことは考えられないでしょうか。

議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん そういった場合ですね、職員を派遣するという形になるとは思うんですけど、そういった場合ですね、業務、それぞれの課にシステム等がありますので、それを1か所で見れるようにするという課題があります。手続上もですね、個人情報だったり、そういったものに関連してきますので、いろんな規則等も整備していくかないと伺っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それではそのように理解をいたしました。確かにいろいろあるかと思いますけれども、ただ今後やっぱり高齢社会にもなっていきますし、状況は変わってまいりますので、町民のですね、やはり負担を少しでも軽くすることが町民サービスにつながってまいりますし、またやっぱり町民の皆さんのが一番近い住民環境課の窓口での対応が、何かこっちに来たら大丈夫よねといった感じで思えるようなですね、窓口に是非していくことがありますね、やっぱり町の信頼と、また愛着、南風原町に住んでやっぱりよかったですなというようなところが出てくると思いますので、是非実現できるように頑張っていただきたいと思いますが、再度答弁お願ひいたします。

議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん お答えいたします。遺族の方々の窓口手続の負担の軽減については、今後もよりよいサービスを目指して検討していくべき課題であると認識はしております。他の自治体の取組とか問題点ですね、効果等の状況も調査研究しながら本町においてもさらに手続の効率化、簡素化に向けた取組を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。ただ役場のいろいろな手続についてはですね、デジタル庁が全国の市町村の手続を標準化して、同一の規格の下にデジタル運用し、サービスを開始する計画を今進めているところです。町としては、デジタル庁の取組に沿ってデジタル化、いろんな手続のオンライン化を進めてまいりたいと考えております。南風原町としては、令和7年10月をめどにですね、書かない窓口というか、試験的に一部デジタル窓口を実施することも予定しておりますので、そういったものも含め、おくやみコーナーの要素も含めてですね、幅広く各種手続の効率化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは前向きな姿勢が見られまして、大変にうれしく思っております。是非よろしくお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時23分）

再開（午前11時33分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城勇太議員。

[大城勇太議員 登壇]

○10番 大城勇太君 皆さん、こんにちは。本日は琉球絣、南風原花織の質問を入れてるので、アピールがてらにさせてください。今日着ているのは、南風原町津嘉山のですね、島工房、城間律子さんのところから作成していただいた南風原花織の喜屋武八枚です。どうでしょうか皆さん。今で写真のほうを。まず所見から述べさせていただきます。いまだに物価高騰が続き、家庭に大打撃を与えております。皆さん覚えているか分かりませんが、12月の定例会の一般質問で米の購入補助の要望を質問しました。あのときなぜ米なのかと思った方もいるかもとは思いますが、今になれば私の質問は間違っていたかったと自負しております。昨日、那覇市がお米券の配布を実施するとありました。

米の高騰、備蓄米放出など今となれば毎日のように、令和の米騒動のようにテレビで見ない日はないくらい米のニュースが取り上げられております。本町では町民1人当たり2,000円の商品券を配布すると3月定例会で決まりましたが、まだ実施には至っておりません。先日沖縄で初の備蓄米が2,000円台で販売するとあり、30分前にスーパーに並んでみたのですが、約200名近く並んでおりましたので、断念して帰りました。新聞報道では5時間前から並んでいるつわものの高齢者の方がいるそうで、やはり様々な物価高騰があってもですね、米はやはり大事だなと思った一日でした。なので一刻も早くですね、南風原町の商品券を皆さんに届けるように要望して一般質問に入りたいと思います。一問一答でお願いします。

1、本町の農業施策について問う。(1) 令和6年3月に本島北部においてセグロウリミバエが発見され、令和7年4月から緊急防除が開始されました。今月南城市においても南部地域で初めて発見されましたが、その際の本町の対応を伺います。(2)かぼちゃ出荷等、ウリ科植物に被害を及ぼすセグロウリミバエの今後の本町の対応を伺います。(3)セグロウリミバエの予算が今定例会で予算化されますが、どのような用途か伺います。(4)一般家庭へのウリ科植物の栽培には本町はどう対応し、どう周知しているか伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1 (1)についてお答えします。農林水産省那覇植物防疫事務所より特別な指示等がないことから、これまでどおり広報活動や定期トラップ調査を実施してまいります。

(2)です。国や県の指示に基づき、セグロウリミバエ緊急防除を実施してまいります。

(3)についてです。セグロウリミバエ防除に係る会計年度任用職員の人事費及び消耗品費の計上となっております。

(4)です。セグロウリミバエに関する周知は、町広報誌、ホームページ、公式LINE、各自治会掲示板等を活用して実施しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ご答弁ありがとうございます。指示がないことから、これまでどおりの広報活動や定期トラップ等の調査は実施してまいりますとありますが、関係機関、JA等の周知、または農家への周知等はどうなっているかお伺いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まず農家さんへの周知のほうなんですかけれども、こちら

のほうですね、前にJA両支店のほうでそういった説明会があるということで、説明会が開催されております。またですね、全体的な周知に関しては広報と町の広報的な役割をする部分ですね、そういうのを活用してこれまで実施しているところであります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 近隣の南城市で発見されたわけですから、南風原町にももう入ってもおかしくないなという状況ですので、もし対応ができるのであればですね、すぐにでも皆さんに連絡できるような体制づくりを取ってほしいと思います。

(2)ですけれども、本町のウリ科の主要な栽培作物はどのようなものがありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。本町のウリ科の主要なものですね、カボチャ、ヘチマ、ゴーヤー、トウガル等となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。主な作物といえばカボチャやヘチマ、ゴーヤー、またトウガルとかピーマン。それから南風原町でいえばパッショングルーツもあればドラゴンフルーツ、パパイヤ、家庭菜園にはグアバなども見られると思いますが、やはりそのウリ科の植物の農家ですね、家庭菜園も含めて今回100%緊急防除されているのかどうか、確認できていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今おっしゃった緊急防除100%の部分なんですかけれども、実はこれまでの広報活動でも行っているとおり、まず家庭菜園に関しては栽培を控えてください。そういう協力願いをすることしか現状としてできません。またですね、園芸販売店、こちらのほうもなんですかけれども、販売に関しては現時点で協力を依頼するような、そういうことしかできないような指示となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 (4)に関連しますので、その後質問しますが、今後も生産される作物も、やはり今から夏場にかけて多いと思いますが、やっぱりJAと連携してですね、一斉防除に向けてできるだけ農家も含めた100%防除に向けた仕組みづくりをどうにかJAと連携してやっていってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まず緊急防除に関しては、しっかりと今後も進めていきたいと思います。ただこの緊急防除に関する業務なんですけれども、こちらのほう農林水産大臣からの緊急防除協力指示書、本町に対するそういった指示書に基づいて実施されているところであります。そういうことからですね、基本的には国、そして県を通して市町村に指示される業務を進めていくことが今のところ重要となっています。またその中においても専門的な部分があつたりするものですから、沖縄県の防除センター、そういうところが主となってこういった部分の業務ですね、どういったことをやりましょう。また法律に基づいて先ほど言ったですね、協力依頼しかできない部分、そういうのも恐らく法律に基づいてそこまでしかできないんだと考えております。現状としてはこのような対応となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。(3)の再質問をしたいんですけども、会計年度任用職員の人工費や消耗品費などの予算計上とありますが、具体的にこの会計年度任用職員などはどういう作業を行っていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今定例会で予算計上しております会計年度任用職員に関しましては、基本的には緊急防除に特化した業務となります。その業務内容としましては移動検査の申請事務、移動検査合格証ラベルの発給、検査対象地の移動検査、トラップ調査、収穫物検査というのが業務の主な内容となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 今回、セグロウリミバエの事業が予算化されてですね、会計年度任用職員を採用して合格品等の対応とかそういうものをやるかと思いますが、本当に対応るべきなのは合格品の対応ではなくてですね、やはり発生しているか発生していないか、やはり県外へ配送できるかできないか、そういうことになってくるので、まず発生させないで、安心してやっぱり生産農家に作物をつくっていただくことがやっぱり重要だと思っていまして、今回6月のほうに県のほうが1万匹の不妊虫の大量放飼をしますけれども、また6月中旬から下旬にかけても不妊虫の大量放飼をする予定とありました。ですがやはり各市町村で今できることを考えたときにですね、やっぱり一斉防除の継続、そして摘果したり間引きしたものの不要な作物のビニール袋での密閉とか、そういう栽培物の作物

を埋葬することがやっぱりセグロウリミバエの根絶への最も有効と考えているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今勇太議員がおっしゃったこと、そういう部分ですね、残渣物の処理等、こういったのも広報、チラシのほうでそのように強く記されているところであります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 それもやはり大事だと思うんですけども、やはりカボチャ農家だったりヘチマ農家だったり、重たいトウガンだったりというものは、大量に生産している農家だけではやっぱりマンパワーが足りないと思うんですね。だからやはり南風原町がどの程度の支援をしていくかということが根絶への鍵になってくるかと思うんですけども。やっぱり早急にできることといえば、農地の天地返しをしているバックホー、 Yunboとかを持っている方々にですね、圃場とか畠に出向いていただいて、まずは穴を掘ってもらう。そしてそこに入れてですね、埋葬してもらう。それができなければですね、小さいところであればビニール袋に入れて密封して、不要なビニールハウスのビニールを南風原町は回収していますから、そういう形で処分同様ですね、町で処分する。やっぱりこの方法が、発生のない最速の方法だと思いますが、そういう検討はないでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今、先ほどちょっとおっしゃった農業用廃プラスチックの回収ですね、昨日、今日やっているんですけども、こちらのほうと交えて、こういうのに対応するのは少し難しい部分があります。ただ勇太議員がおっしゃるようにですね、今後も農家さんの声、あるいは国、県の有効な財源、そして最善の方法ですね、こういうのを情報収集しながらですね、緊急防除に努めたいと思います。先ほど来、勇太議員のほうが心配していた南城市的件なんですけれども、こちらのほう5月のほうに誘殺トラップのほうにかかったというニュースがありました。それ以降ですね、南城市的最新の調査結果のほうでも誘殺トラップ等は発見されていません。このセグロウリミバエに関しては、基本的には本部半島、そして北部のほうですね、そちらのほうを中心にして、それ以外の今まで見つかっている地域に関しては、基本的には散発的な状況となっているようです。なのでですね、今後も引き続きしっかりと緊急防

除、そちらのほうを本町も進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり北部含めて、また沖縄市、離島でも出ているわけですから、そういう面も含めてですね、やはりカボチャは大分最盛期は終わりましたけれども、これからはやっぱり夏の野菜のヘチマやゴーヤー、そういう部分が南風原町でもこれから生産されていくわけですから、そういうものも含めてですね、県外出荷ができない、また生産ができないような状況にならないように、町としての支援のほうの検討をまたよろしくお願いしたいと思います。

(4) ですけれども、ホームページとか広報などに載せているのは確認しました。しかしやはり一般家庭はどうしても規制ができない部分があつて、やはりホームページを見ていない方、広報を見ていない方は、やはり見ていない方も、100%見てているわけではないと思うので、やはり販売店のほうにですね、南風原町のほうからですね、南風原町よりお知らせですみたいなパンフレットじゃなくてリーフレットみたいのをつくってですね、適切な消毒、そして摘果した物の処分方法などを載せてですね、販売と一緒にこういったことをしていただけませんかというような協力をお願いするような形をしたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。何でかといいますと、やはりセグロウリミバエの発生の原因が結構家庭菜園が多くてですね、そこからまた農家さんに広がっていかないように、協力願いとなるとは思うんですけども、そういう1枚紙でもいいので、販売店などにやってほしいと思いますが、そういうことは可能でしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。この部分ですね、私のほうも、実は今JAさんのほうでは生産農家さん以外にはそういうセグロウリミバエの影響がある苗の部分に関しては、生産農家さん以外には販売はしておりません。そういう中ですね、私のほうで他の販売店ですね、量販店であつたり、そういうところの対象のまず苗がどのように売られているのか確認しました。確認したときに、国と県がつくったチラシのほうが、しっかりと掲示されていました。ちょうどその対象の作物のところにですね。まずはそういう部分で購入を検討されている方、それを見て躊躇したり、そういう対応して購入しよう、そういう部分は今のところできていると思います。ただ、またですね、今後状況、今南風原町のほうではこ

れまで1回も確認されていないところであります。これがまた近隣であつたり、そういう部分で今極めてひどいとこのような状況が近づいてきたときにですね、今のような対応、そういうのも必要になってくるんだろうと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。私もメイクマンだったり、販売店に確認しました。でもやはり農家の危機感と、やはり一般菜園でやる危機感というのは全然違うと思うので、そういう部分を含めて今後も周知できるように予防したいと思います。またですね、南風原町内の野生のウリ科の植物もあるかと思いますが、町内のウリ科の植物、生えているところなどの確認とか、そういうものはできていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今言わされた野生のウリ科、そういう部分に関しては今のところ確認はしておりません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 これからまた、セグロウリミバエがこれから発生するのであれば、また農家の一斉防除など含めてあるかと思いますので、また町の公共施設だったり公園だったり、そういう場所にやはりすぐやる班とかが分かるのであれば、そういうものも把握していく必要があると思いますので、是非それも検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 暫時休憩します。

休憩（午前11時52分）

再開（午前11時52分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 大きい2番、琉球絣事業組合について。(1) 本町琉球絣事業組合が今年で創立50周年を迎える節目となるが、本町としてのイベントはどのようなものを予定しているか。(2) 那覇では市政施行100周年を迎えた際に、琉球びんがた協同事業組合と、那覇伝統織物協同事業組合と、「首里織」と「琉球びんがた」のコラボレーションでかりゆしウェアを限定200着で販売いたしました。本町も、周年祭の目玉として限定絣ウェアを予算化して製作、販売をしてほしいがいかがでしょうか。(3) 内閣府から、「沖縄型産業中核人材育成事業」として後継者育成事業を再開いたしましたが、これまでの実績を伺います。①これまで何人の方が育成事業を卒業したか。②卒業して何年で琉

球絣として認められ販売できるのか伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項2（1）（2）は一括してお答えをいたします。琉球絣事業協同組合設立50周年事業は、組合が主体となって実施をいたします。町独自のイベント等の予定は現在のところありません。

（3）です。まず①です。平成30年度から令和6年度まで、延べ66名の方が研修を修了しております。

②です。後継者育成事業研修終了時に製織技術が習得されており、販売できるものが製作できると確認をしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後0時58分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

午前に引き続き10番 大城勇太議員の再質問からやりたいと思います。10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 皆様、こんにちは。午前に引き続き南風原花織で最も複雑でめずらしいとされている島工房、城間律子さんのつくった喜屋武八枚で一般質問を行いたいと思います。アピールも兼ねていますので、是非よろしくお願ひします。

先ほどの再質問からなんですけれども、今回琉球絣事業組合設立50周年の事業は組合が主体となっているため、本町独自のイベント予定はありませんとありますが、別に独自で何かしらイベントをしろというわけではなくてですね、是非南風原町も手を組んでですね、何かしら50周年に向けてイベントを開催してはどうかなという趣旨の質問です。やはり今回、何かはえげるふるさと博覧会も去年ありましたではありませんので、何かしらのイベントをしてですね、是非南風原絣というものを是非また周知をしてですね、本当にすばらしいものだというものを皆様に伝えていく上でも、やはり何かしらのイベントを絣組合と一緒にやってほしいなというふうに思いますが。やはり今回、この喜屋武八枚の絣をつくりていただいたんですけども、やはりこの絣ってほかの市町村から見てもどういったものなのかなというのも含めてですね、50周年の記念誌やパンフレットなどを発行して、今来ている喜屋武八枚といつても、やっぱりどのような流れでこの名前になったのか。なかなか購入した人も分からぬと思うので、そのいきさつや歴史、そして紹介、そして琉球絣の種類、南風原花織の種類の製品等へですね、何かしらQRコードのタグづけをして、これを見ればこの製品が何という名前であって、どういう意味合いでつくられたものなのかな、そういうものを知るきっかけ

づくりをしてほしいなと思うのが今回の趣旨でありまして、やはりこの喜屋武八枚といつても、何で喜屋武八枚と呼ぶのかというのを調べてみました。喜屋武八枚は実は喜屋武でつくられている姉妹がですね、妹が照屋八枚、姉が……、逆ですかね。妹が喜屋武八枚ですね。姉が嫁いで行って照屋八枚になったと。そういういきさつがあるような話を書かれていました。やはりそういった琉球絣も含めてね、やっぱり関心を持ってもらってからこそ着けている人がどういった価値があるんだというふうに関心を持つてもらえるきっかけづくりをしてほしいと思うんですけれども。50年の節目にですね、商品に何かしらのタグづけをしてですね、この製品が何なのか、そしてどういった歴史があるのかとやってほしいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まずはね、今勇太議員がおっしゃった絣の歴史であったりこの製品という部分でいいますと、今回絣組合が計画しております事業の中で、まず記念誌の製作ということで、ただの記念誌ではなくてですね、30年振りの製作となることから、未来につなぐ教本となるような記念誌、そういったのを計画するようあります。

もう1つですね、この絣かりゆしのほうの紹介ができるようなタグの部分ですね、こちらのほうはすごく興味深い部分もあるものですから、組合のほうにですね、こういったお話があった、そういうことをすぐにでも伝えたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 いい答弁ありがとうございます。是非買った人がですね、この物がどういった名前で、どういった歴史があってどういう種類だとかというものを、是非とも周知していただけるような仕組みづくりを今回の50周年でやってほしいと思います。

（2）になりますけれども、こちらも①同様に組合が主体となっているので実施する計画はありませんとありますが、那覇市では予算化をしてですね、この市政施行100周年の際にですね、琉球紅型と首里織のコラボレーションでかりゆしウェアをつくったんですけども、やはり絣組合独自でやるにはちょっと重たいのかなと思いますので、是非予算化をしてですね、是非限定して、できれば1万円程度で買えるような物づくりで、やはり多くの人に着ていただきたい。やはり着ていただかなければどういったものが、魅力なども、本当の魅力が分かってもらえないのかなと思いますが、町長にご答弁お願いしたいんですけども。是非この

50周年記念事業で、南風原辯をもっともっと県内だけではなく県外にもアピールする上で予算化をして、是非50周年記念の琉球辯をつくっていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 勇太議員のただいまのご質問にお答えいたします。確かに記念すべき50周年でございますので、何らかのアクションを起こすべきだろうというふうなことは念頭に置いておりますけれども。私思いますに、やっぱりこういったことはですね、辯組合さんが自発的に、こういったふうなことをやりたいので町も一緒にやって取り組んでくださいとか、そういったふうな相談のほうがですね、一般論じゃないかと思っております。町としましては、今まで絆組合のイベントに関しましてはほとんど協力してきておりますし、一緒にこの辯の振興のためにこれまでずっと歴代の先輩方が取り組んでおりますので、我々もそれは当然引き継いでいくべきだと思っております。同時にまた博覧会辺りでもですね、辯の日というようなこともございまして、開催日を11月3日に、その近辺にやっているのを辯組合と一緒にやっていこうというふうな意思でございますので、是非その辺りをご理解いただきたいと。町は常にお話があればですね、一緒に共催でもやっていくという構えがあるということをご理解願いたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 今、この一般質問も中継で流れていると思いますので、是非見ている方、町長が辯組合から要望があればやると言っていますので、是非声を上げていただけたらというふうに思っています。

(3)に行きたいと思います。内閣府からの中核人材育成事業ですが、これまで66人の方が研修を修了しているとありました。①と②は関連するのでそのまま再質問しますけれども、この66人の方がですね、研修を修了して、実際に後継者育成事業研修終了時に製織技術が習得されており、販売できるものが製作できるものと確認しておりますとありました。実際にですね、この方々はどういった、もう既に独自で販売できるのか。それとも組合を通してしかできないのか、ちょっと教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まずこの育成事業を修了されると、皆さん各工房に配属されます。販売の方法なんですかね、工房によっては直接問屋が工房から購入する方法、もう1つは組合を通して販売する方法、この2通りがあります。こ

の2つのどちらかでされていると考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり修了後にですね、すぐにすごい物ができるというふうには思いませんが、やはりランクづけだったりというものがあって、やはりすぐに製品化できない方々もやはりいると思います。そういう方々をですね、是非すぐにでも何かしらの販売ができるように、例えばワンポイントでやるとか、こういった記念事業ですね、若手育成事業として、若手がつくったんだけれども皆さん是非着てみてくださいといった、そういうのも今後やるべきだというふうに思いますが、明日ですね、憲治議員が細かい質問をたっぷりするということですので、今回は私はこれを抑えておいて、また明日の憲治議員に任せたいと思いますので、この質問は終わりたいと思います。

大きい3番、町内の防犯対策について。(1)本町の防犯灯の修繕、新規設置の要請が区長会から多くの声が寄せられているが、現状を伺います。(2)修繕等の予算が少ないよう思うが現状は対応できているのか伺います。(3)予算拡充を求めるが可能か伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項3についてお答えいたします。趣旨を踏まえて、関連でございますので一括での答弁をいたします。毎年、当初予算の範囲内で対応を行い、不足する場合は補正予算等に、必要に応じた対応をしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。今回、この質問を出した経緯ですけれども、やはり本当に区長会からも様々な意見があつてですね、地域住民からもちょっと暗いので、ここにはいろいろな防犯灯や街灯ですね、設置できないかというような要望もありました。やはり今回行われた議会報告会の中でですね、経済教育常任委員会のほうでも意見交換会の中でもですね、街灯や防犯灯の設置要請があったと聞きました。予算が少なくてですね、一自治体の修繕で予算がいっぱいになってしまふのではないかと、そういう中でまた今回の一般質問も取り上げさせていただきました。実際にこの防犯灯、街灯など修繕の費用ってものは幾らぐらいあるんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。予算のほうは35万円となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。やっぱり35万円であれば、そういう中で修繕するのであればその半分だったりというような要件等があるかと思うので、それを含めるとやはり国が行った防犯灯設置の事業が、そろそろ更新や修繕の時期になると思っていまして、やはりこういった中で区長会からもいろいろな要請があると思います。是非ですね、来年度に向けて聞き取り調査をして、どのぐらいのものが必要なのか、どのぐらいの修繕が必要なのかというものを把握して是非補正等でですね、是非生命の安全に関わることですので、補正ができるのであれば補正でやっていただきたいと思いますが、改めて見解を伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。区長さんや自治会長のほうにですね、また僕たちのほうで聞き取りをしながらですね、要望がある際には必要に応じてですね、補正のほうはまた検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 是非また早急な対応のほうをよろしくお願ひいたします。

大きい4番に行きます。本町の熱中症対策について。(1) 热中症特別警戒アラートが発表された場合の本町の対応を伺います。(2) 热中症特別警戒アラートが発表された場合、高齢者にどのように周知しているか伺います。(3) 改正気候変動適応法が令和6年4月1日に一部が施行されました。気候変動による健康被害、特に熱中症対策を強化することが決まりました。この改正により、熱中症対策実行計画の策定、熱中症特別警戒情報の発表、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定などの取組が始まりましたが、本町の現状を伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項4、(1)、(2)は一括で答弁をいたします。熱中症特別警戒アラートは、過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に、環境省から発表されます。その際は、テレビやラジオ等でも熱中症特別警戒アラートに関する情報が発信されるため、高齢者等も情報を受け取ることが可能だと考えますが、防災無線、町ホームページ及び公式LINEでも周知を図ってまいります。

(3)です。現在、熱中症対策実行計画の策定及び指定暑熱避難施設の指定は行っておりません。熱中症特別警戒情報が発表された場合は、防災無線、町ホームページ、町公式LINEを活用して周知をしてまい

ります。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。まず熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラートというのがあってですね、今回調べて分かったんですが、二つ一緒にものなのかなと思っていたんですが、日頃から発表されているものが熱中症警戒アラート、それよりも一段上がってですね、危険度が増したのが熱中症特別警戒アラートというふうなことが分かりました。やはりですね、本土でも今沖縄でもそうですが、毎日のように警戒アラートのほうは発表されていますが、やはり答弁でもあったように、過去に例のない危険な暑さ、また人的被害を及ぼしてですね、医療機関にも影響の出るおそれがある場合に熱中症特別警戒アラートが発表されるというふうに書かれていました。やはりですね、今年はもう今日の朝もテレビでも見たんですけども、本当に異常な暑さで、昨日は甲府市で6月としては記録的な暑さで38.2度、各所で6月の1位の記録を更新していることから、やはりいつですね、南風原町においても熱中症特別警戒アラートが発表されてもおかしくないようにですね、やはりこの計画の策定をですね、やはりマニュアルづくりだったりとか、そういう場合に何か起こったときにはどういったふうなことをしなければいけないというような対応ができる体制づくりが必要だと思いますが、改めて見解を伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。熱中症対策実行計画は国のほうで策定しております、市町村には今策定する義務等はないため、策定の予定はございませんが、国の実行計画、また国からいろいろ指針や、またその都度事務連絡等も届いていますので、そういうものに従って適切に対応してまいります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 热中症特別アラートが発表された場合には防災無線や町のホームページ、LINE等で対応することですが、現時点で热中症警戒アラートが発表された場合は、本町は今どのような対応を行っていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。最近も先ほど勇太議員おっしゃっていたように、沖縄地方においても熱中症の警戒アラートですね、特別ではなくて警戒アラートのほうは発表されている状況です。それで町としましては、警戒アラートについては環境

省のほうが公式LINEアカウントのほうで適宜情報を発信しておりますので、そちらの当該LINEアカウントの登録の周知等を図っているところで、実は昨日も町の公式LINEからその情報を発信しているところです。そういうところを、また引き続き周知に取り組んでまいります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 LINEのほうでも発表はしているということですが、また町内の保育園、幼稚園、小学校への対応はどのようになっていますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えします。町立の宮平保育所で行っている熱中症対策としてはですね、国の令和6年度における熱中症対策通知や、教育・保育施設等におけるプール活動、水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について等ですね、また保育所指針等に基づいて全室の空調管理、また園庭のシェード対策、小まめな水分補給、検温等の健康管理、園外遊びからのシャワー及びタオルで体を拭いたりするという、体を冷やすことをやったりしてですね、熱中症の対策をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那霸和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。学校においても熱中症警戒アラートが発令された場合は、例えば運動場でやっている体育の授業を取りやめて、室内での移動とかですね、ちょっと授業のほうを変更したり、適宜対応しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。今回、熱中症警戒アラートの質問をしましたけれども、やはり保育園もそうですが、幼稚園もそうですが、小学校もそうですが、やはり異常な暑さになっているわけですから、体育などは小まめに、何分おきに水を、水分を取るだとか、例えば塩分を取るだとか、そういうものの対応もですね、是非今後は検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

(2) 高齢者への周知ですが、防災無線や町のホームページ、LINE等も活用しているということですが、特に毎日のようにテレビでもやっていますけれども、特に注意してほしいのがやっぱり屋内にいる高齢者が、やはり高齢者は暑さを感じにくい上にですね、発汗等、血行の循環が低下して、暑さに対する抵抗力が低下しているというふうな情報を聞きました。熱中症警戒アラートや、熱中症特別警戒アラートが発表さ

れるほどの暑い日には、やはりLINEなどを活用して、やっぱり高齢者はLINEなどを見ていない方も多いかと思いますので、やはり家族の方だったり友人の方だったり、そういう方々に連絡が行くようにしてですね、ふだん以上に部屋の温度を確認したり、昼夜を問わずにエアコンを適切に使用したりですね、小まめに水分、塩分の補給をするように、やはり周囲から声かけをするような周知をしてほしいのですが。やはり今警戒アラートで暑いですよだけではなくてですね、周りの人、家族の方々ちょっと確認してくださいというような言葉もひとつ加えながら、LINEなどに周知してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず高齢者の担当課のほうではですね、ご家族の方やご本人に向けて、事業で関わった方、そして関係機関を通してLINE等からの情報の取り方だったり、あとテレビ、ラジオの情報の受け方について、まず周知というのを行っております。それは町のホームページだったり、沖縄県の今パンフレットとかもありますので、そちらをお配りして、そこから環境省のLINEにつなげたりとかですね、そういうものもご本人以外のご家族の方や関係機関のほうにも、こういった情報がここから発信されますよということを周知をしてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 ありがとうございます。是非ですね、LINEだったりこういったパンフレットを見れない方々もいますので、そういう方々は周囲のほうが、家族や友人が、是非確認できるような体制づくりをしていただきたいなというふうに思っております。

(3) 热中症特別警戒アラートが発表されるのではなくてですね、東京練馬区では区が推進する熱中症対策の一環として、ファミリーマートを開放しています。4月から区の施設93か所、薬局が79か所、ファミリーマートを合わせると238か所を現在はクーリングシェルターとして開放しているそうです。南風原町は今回ファミリーマートと南風原町の社会福祉協議会のほうが、フードロスですか、それを提携していますので、是非それも踏まえてですね、本町も熱中症の対策の一環として、こういったファミリーマートと連携してですね、クーリングシェルターができるか、そういうものをやってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。こ

のクーリングシェルターの設置の必要性については認識しておりますので、まずは役場庁舎等、町の公共施設内への設置について関係部署と具体的な方策について検討してまいります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 次の質問で庁舎は使えませんかと聞こうと思ったんですけれども、もうやってしまいましたので、是非庁舎だったり公民館だったり、そういったもろもろを、町の施設を是非できるように。1階であれば、庁舎をちょっとした机とか椅子を置いてですね、高齢者の憩いの場にもなるような施設づくりをしていただけたらというふうに思いますので、是非ですね、これから熱中症対策に是非活用できればというふうに思いますので、検討してください。これで私の一般質問を終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後1時25分）

再開（午後1時26分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。3番 當眞嗣春議員。

[當眞嗣春議員 登壇]

○3番 當眞嗣春君 お疲れさまです。今回の一般質問ですね、私には16回の一般質問の回数が設定されていますけれども、今回は12回目となります。したがってあと4回ですね、あとあるんですけども。1つの一般質問を大事にして頑張っていきたいと思います。今回の質問に当たって、若干所感を述べたいと思います。この所感に基づいてですね、議論が進むようになつたらなというふうに思っています。所感を述べます。私たちを取り巻く生活環境は、米などの食糧品、衣服などの生活必需品や日用品、水熱光費、携帯電話料金などの物価高騰により、暮らしと生活が脅かされています。民間市場調査会社、これが先月でしたかね、データバンクから生活に関する報告がありました。この調査の中で、主要メーカー195社がこの6月に飲食料品1,932品目の値上げを予定しているということが報告されています。またこのペースで行くと、今年1年間の値上げは2023年以来の2万品目を超える可能性が高いと。今6月の時点で1,932ですけれども、これが一年を通して2万を超える、そういう勢いであるということが述べられています。今後のですね、動向次第では、飲食料品の値上げラッシュが本格化した2022年、このときには2万5,768品目に及ぶ値上げがあったそうです

けれども、その数字に到達するような勢いでですね、値上げラッシュが起こっているということが報告されています。今後も私たちの生活は厳しくなるということですね、容易に予測できます。これに対してですね、値上げの原因はどうかという分析もされているんですけども、この値上げについては複合的ですね、1つは原材料高が1つです。原材料が上がっていると。2つ目が、人件費を要因に含む値上げが2つ目であると。3つ目がエネルギーコスト、電熱光費等々ですね、値上げによる物価高騰と。4つ目が、世界的な悪天候という問題です。それによって供給量の不安定があると。5つ目ですね、これは政府の責任も大きいかと思いますけれども、円安による輸入コストの問題等があります。大体この5つですね、物価高騰を招いている要因だというようなことを述べています。さらにですね、このエネルギーコストによる値上げで再燃の兆候が見られると。今イランで戦争が始まっていますけれども、石油がまた上がります。そういうことを考えると、本当にですね、これから厳しい生活になるんじゃないかなということで、これを踏まえてですね、質問に行きたいと思います。質問は一問一答でお願いしたいと思います。

まず質問1、物価高騰対策について。（1）いま、政治と自治体が最優先してやるべきことは、この物価高騰から町民の暮らしと営業を守ることにあると考えるんですけども、町長の認識・見解を伺うと。（2）今年度の重点支援交付金について、本町が国に提出した「実施計画」で要求した金額と国が示した交付限度額について伺う。（3）重点支援交付金の本町の活用状況について伺う。（4）内閣府から交付金の追加受付の事務連絡があったと思うのですが、実際にあったのかどうか。（5）事務連絡に基づく第二の「実施計画」の提出の有無と交付限度額について伺う。1問の最後、（6）本町において、免税事業者からインボイス発行事業者になった個人事業者の数を伺う。以上6点です。答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1、(1)についてお答えします。エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することは、本町においても最優先に実施すべき事項であることから、国の交付金等も活用し、必要な支援を当初予算に計上して取り組んでおります。

(2)です。令和7年度の物価高騰対応重点支援交付金実施計画書で推奨事業メニュー交付限度額1億1,853万3,000円に対し、事業費1億5,951万6,000円を

計上しております。

(3) です。推奨事業メニュー5事業を令和7年度当初予算に計上し、交付限度額全額を活用しております。

(4) です。令和7年5月27日付で追加措置の通知がありました。

(5) です。令和7年度予備費分として交付限度額2,003万1,000円が南風原町に追加されており、その活用に係る実地計画書の提出については10月末を予定しております。

(6) です。国税庁のホームページでは、個人事業者に関して、登録番号のみの公表であることから、把握をすることができません。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 それでは隨時再質問をしたいと思います。1点目に対する件ですけれども、答弁の中でやっぱり最優先に実施すべき事項であるという答弁があります。その前に、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響とありますけれども、僕が最初に述べたとおり、この物価高騰の原因ですね、5点述べましたけれども、この5点というのはですね、個人の努力で解決できる問題じゃないんですよね。どうしても政治のですね、あるいは自治体の関与が必要になると。こういう問題ですのでね、非常に重要であると、重点課題であるというようなことを町長の見解として述べられているわけですけれども。その答弁についてはですね、僕も共感をするし、是非そういう認識を持ってですね、今後生活支援、事業者への支援をですね、進めていってほしいということを最初に述べておきたいと思います。

2点目ですけれども、2点目の中で交付限度額等々数字示されてますけれども、僕がですね、何で今回の一般質問でこの重点支援金の件について取り上げたかというとですね、実はこういう経過があります。今年の3月の時点で、我が家の本部のほうですね、内閣府に問合せをして、この推奨交付金6,000億円がどのくらい交付決定をされたのかという、そういう問合せをしています。問合せをした結果ですね、こういう数字が出ています。交付限度額6,000億円に対してですね、交付決定額は都道府県分と市町村分、分けてありますけれども、都道府県分が3,300億円、市町村分が2,700億円で合計6,000億円だったんですね。この都道府県分と市町村分合わせて3,760億円が交付決定されたと。ということはですね、2,240億円余りが交付決定されていないと。要するに交付残高になっています。2,240億円が交付決定されていないという数字が出ています。

そのためですね、内閣府としては2回目の申請を自治体に案内していると、案内しますよという回答だったそうです。残りの2,200億円有効に使いましょうということですね。沖縄関係で述べると、沖縄関係は交付残高は県分ですね、交付限度額が59億円です。59億1,228万円ですね。59億円に対して交付残高は25億円あるという内容です。それから、じゃあ市町村分はどうなのかと。僕らの自治体に関する数字ですけれども、市町村分はですね、交付限度額が42億1,191万円、42億円です、約ね。42億円のうち、ちょっと問題なのが交付残高がですね、33億円あるという数字なんですよ。33億円は2割の執行率ですよね。8割近くがまだ残っていますよという数字です。僕これね、見たときに非常にびっくりしたんですよね。じゃあ南風原はどうなっているのかというのですがですね、まず最初に頭に浮かんできたんですけれども。それで今回の質問に至るということになったんですけれども。結果、先ほどの答弁によると、南風原は1億1,800万円ですね。事業費としては1億5,900万円ということですので、これ数字だけ……。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後1時37分）

再開（午後1時38分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 南風原町はですね、数字だけ見ると1億1,800万円に対して、事業費としては1億5,000万円使ってますので、残額はないということですね。100%使ったということが今回の質問で分かったんですけれども。そういう意味でですね、評価を私はしたいというふうに思います。よく頑張ったなというふうに思うんですね。

問題は、この具体的にどのように活用されたのかということが3つ目の質問の中でされてますけれども、5つの事業と、推奨事業メニューの5事業を契約してね、そこに使っているということなんですね。そこで質問ですが、この5つの事業の内容についてですね、再度お伺いしたいんですけども、5つの事業の事業名とですね、そこにかかった予算額について再度ですね、ご報告願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質問にお答えいたします。本町は、令和7年度当初予算において5つの事業を計上しております。まず1つ目が物価高騰生活者支援事業、こちら商品券、1人当たり2,000

円の商品券を配布する事業であります、事業費が1億1,579万5,000円となっております。2つ目に学校給食費支援事業といたしまして、小学校、幼稚園等への給食費の支援となっています。こちらの事業費が2,817万1,000円となっております。3つ目が保育所等給食費支援事業、こちらも保育所の給食費についての支援となっていまして、事業費が794万7,000円となっております。4つ目が粗飼料価格高騰対策臨時支援事業、こちらは乳用牛、畜産農家に対する粗飼料の支援となっておりまして、事業費が450万円となっております。最後に農業資材等臨時支援事業、これは農家さんに対する肥料等の購入に係る支援となっておりまして、事業費が310万3,000円となっています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 分かりました。生活者や事業者の支援にですね、効果的に使われているというふうに理解をしました。是非ですね、この重点支援交付金、もうなくて今度追加がありましたけれども、是非ですね、この南風原町民の生活を支えると、事業を支えるという点でですね、今後も大いに頑張っていただきたいというふうに思います。質問事項の4点目ですけれども、内閣府からの追加交付金の事務連絡もあったと。それで追加の金額が約2,000万円あったという報告が来ていますけれども。やっぱりこの2,000万円についてもですね、効果的に是非使ってほしいというふうに思います。10月の末をね、そこで具体的には決まると思いますけれども、是非ですね、効果的に使っていただきたいというふうに思います。

それから最後に6点目ですけれども、インボイス事業者の件で質問していますけれども、十分掌握できていないという回答でしたが、最初の答弁で述べたとおりですね、生活者と事業者の支援をするというのがですね、やっぱり自治体の最優先課題であるという場合にですね、僕がつかんでいる情報で、今度インボイス制度になった業者ですね、その消費税を払うために借金をして払っているとかですね、もう事業が継続できなくて、税金を納めるので事業が継続できなくて事業を閉めたという例等もあるわけですね。文字どおり生活に直結するような、こういう事態が全国で起こっています。南風原ではどうなのかと、南風原の事業者はどうなのかというところをですね、掌握することができませんじやなくて、是非掌握をしてですね、こういう事業者に対しても手厚くですね、支援ができるように是非してほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まずこのインボイス導入時に關しましては、商工会のほうではそういったセミナー等をですね、会員の皆さんに実施しているところであります。また組合のほうもですね、税理士のほうを招いて、このインボイス制度に対応するための学習会、そういったことを実施されております。今後につきましてはですね、まずそういった声のほうがまだ私ども確認できていないところがあります。この部分ですね、また商工会、あるいは組合のほうに確認して、そういったのに対応できる有効な財源があるかどうか、そういったのを確認していく必要があるかなと考えてます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 是非頑張っていただきたいと思います。質問1の最後にですね、改めて確認の意味も込めてですけれども、やっぱり今の状況ですね、物価高騰という中で僕らは生活し、事業を経営してます。本当に物価高騰から町民の暮らしを守ることが、自治体の最優先課題だということですね、先ほども確認をしました。是非そういう視点ですね、たとえ交付残高、この重点支援交付金がもうなくなったら、底をついたという場合もですね、重点、最優先課題ですので、一般財政あるいは自主財源をつくりだしてね、やっぱり支援をするということが大事だと僕は思うんですよ。苦しい財政状況ではあるんですけども、最優先課題ですので、それを達成するためにどう自主財政をね、捻出するかということも含めて、この重点支援施策だけに頼らないですね、自主財源も生み出して支援をするというようなそういう決意が僕は大事だと思いますけれども。そこで町長に、最後に町長の見解として聞きたいんですけども、こういうですね、物価高騰のときに最優先課題として、限られた予算であるんですけども、自主財源を確保してやっぱり支援していきたいという決意をですね、町長の決意としてお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの當眞議員のご質問にお答えいたします。町といたしましては、この生活者の町民の生活を守るという観点からはですね、当然国の交付金も活用しながらの事業実施でございますけれども、やはりその事業の中には一般財源もやっぱり含まれております。あれは交付金でございますから、10分の10でございますけれども、1億円余の交付金を全て執行するためには、一般財源がその分上乗せやらないとですね、この交付金の全額執行というのが難しいものですから、当然一般財源も投入しているわけで

ございますので、今後ともその交付金と、それから町の予算を組み合わせてですね、執行してまいりたいと、町民の暮らしと生活を守っていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 先ほどから繰り返しになるんですけれども、やっぱり最優先課題ですので、予算を執行する際にですね、予算がない中でどの事業を執行するのかという際に、やっぱり肝になるのが最優先、優先順位ですね、そういう意味からもですね、先ほどから議論している内容になりますので、是非そういう視点でですね、今後の財政運営をしていってほしいということを述べて、次の質問に入りたいと思います。

次に2問目ですね。こども誰でも通園制度についてご質問したいと思います。(1)「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」。こども家庭庁が示す制度の概要についてお伺いします。(2)事業所の認可・実施方法について伺いたい。(3)こども誰でも通園制度で自治体はどこまで関与できるのかと。(4)本町において、「通園制度」の実施を見据えた試行的事業実施の検討会における「中間とりまとめ」と、これは2023年12月にまとめたものですね。それから「取りまとめ」、これは2024年12月にまとめたもの。この内容についての議論は当自治体で、本庁内で十分議論はされているかどうかというのが4点目です。2点目の最後(5)本町における「乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する条例」の制定及びその内容についてお伺いしたいと。以上、5点です。答弁よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項2(1)についてお答えします。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するために、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度となっております。

(2)です。こども誰でも通園制度の認可は、開所日数、実施方法、職員体制等を審査し、適切に事業を実施できると認められる事業所を市町村が認可いたします。また実施方法については、保育所の空き定員の枠を活用して受け入れを行う「余裕活用型」及び定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受け入れを行う「一般型」があります。

(3)です。令和7年度は、子ども・子育て支援事業による補助事業として実施し、令和8年度からは給付事業として全ての市町村で実施されることになりますので、本町の条例等に基づき関与することになります。

(4)です。本町は、国の議論段階から、資料等を町内各保育施設と共有し、実施方法や課題等について議論をしてまいりました。

(5)です。児童福祉法の規定により、市町村は乳児等通園支援事業の実施に当たっては、条例で基準を定めなければならず、その内容は、同事業を実施するために必要な設備及び運営についての基準を定めた条例となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 このこども誰でも通園制度ですね、これは2023年から施行、試験的にですね、各都道府県でやられていると。今年度から南風原町も1つの保育園がね、これ参加をするという報告を受けてますけれども。これ本格的には来年度から実施ということですね。その中身についても、いろいろ試行錯誤しながらのそういう取組になると思うんですけども。そういう意味ですね、これからこれは課題であるというふうにも理解しているんですけども。僕、そのこども誰でも通園制度を実施するに当たってですね、いろいろこう読みまして、非常に不安な点が2点ありましたので、この点についてですね、町としてはどうなのかということを質問したいんですけども。これから実施することですね、的確な回答にならないかもしれませんけども、でも今後進めていく視点としてですね、僕がこれから述べる内容についてですね、しっかりと位置づけて取り組んでいけるようにしていくためにも、一つの意見としてですね、述べていきたいんですけども。その1点目はですね、(3)との関連でそれとも、この通園制度でどこまで関与できるのかという内容です。自治体としてどこまで責任を負えるかという問題ですね。この制度ではですね、実施する事業所について認可とか指導監督、勧告等を行うのみで、自治体の関与がですね、非常に弱くなる、後退するということが言われています。なぜかというと、これは個人対事業所の契約になりますのでね、そういうことだというんですけども。本当にこれでいいのかという内容ですね。自治体として、もし事故が起こった場合に、全く責任を負わないのかという点ですね。そこらについてはまだ起きてませんので、こども誰でも通園制度を利用して実施されている事業所で、もし事故が起こったときに自治体としてはどこまで関与できるのかという点ですね、ちょっと自分でも整理できていませんので、実際にどうなんだろうということについてですね、お伺いしたいというのがまず1点目です。答弁よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えいたします。不安な点が2点ということで、1点目の個人契約だから、事故が起きた場合どのような町として措置が出るかということなんですねけれども。基本的に保育所と同等で、事故が起きましたら、まずは第一報的に町に連絡が来ます。その後、また管轄する県及び国ほうに報告を上げることが、まず事故の報告という形になります。町の関与としてはですね、町の条例に基づいて、第1条にもありますように、1点目ですね、保育所等における安全計画の策定及び留意事項について踏まえた安全計画の策定、まずこれが1点目ですね。2点目に、乳児等支援事業者の職員の知識及び向上の規定。3点目、衛生管理について。保育所と同等に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条及び保育所保育指針、保育所における感染症対策ガイドラインに沿った措置を講ずることとなっています。4点目、食事については同じく保育所と同様に、保育所における食事の提供ガイドライン、授乳、離乳の支援ガイドを参考して対応するほか、食物アレルギーを有する子どもについては、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを参考し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であると。5点目、設備の基準では保育所と同様の乳児室や保育室の面積基準、職員の資格基準や配置基準については、一時預かり事業と同等となっておりますので、保育所と同等レベルの安全面に関しては確保されているかと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 今の述べた内容は、つまりは通園制度の実施に関する手引きというのが出ていて、その基準に沿って厳格に運用をしていくということですね。そこで自治体としても関与できるということだと思いますけれども。確かにそういう基準をやっていくと、しっかりとチェックをしていくということが自治体の仕事になると思いますので、そこら辺しっかりとですね、是非やってほしいなということ。

あともう1つ、僕がちょっと懸念があるのが施設の問題ですね。受け入れる事業所の問題です。このこども誰でも通園制度では、施設についてですね、いろいろ基準述べてますけれども、その施設の基準については基準を満たしていれば施設類型等は問わないと。つまり保育事業の経験のない営利企業でも、施設の基準を満たしていればこの事業に算入できるということですね。民間業者が参入できるというような、軟らかいそういう制度になっています。南風原町ではまだこういうのはありませんけれども、仮に民間事業者が認

可を得たいということであったときに、南風原町としてはどうしますかということですけれども。それについてですね、一言答弁もらいたい。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまの質問にお答えいたします。今回のこども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試験的事業の実施状況においてもですね、運営主体としては基本的に社会福祉法人が43%、学校法人が22.9%、公立等が17.9%、大部分が公立または社会福祉法人、学校法人となっています。株式会社の参入としても10%程度ありますので、本町としても設置認可の基準をクリアした施設に関しては、認定を与える必要がありますので、そこら辺は認定を与えつつ、しっかりと行政としてですね、先ほど當眞嗣議員もおっしゃられた指導監査、勧告、命令等、行政処分等を行つてですね、しっかりと行政として施設を利用する児童の安全、安心の確保をするものと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 理解しましたけれども。僕ですね、この営利団体を認可するのかということに対してですね、僕の意見として今後運営していく上でのですね、議員の意見として聞いてほしいと思うんですけども。私はですね、基本的には可能な限り営利企業の参入は認めないということですね、しっかりと心に置いておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。入れないと。ただしですね、これは基準がありますので、やっぱり基準を満たしていれば行政運営上ね、許可しなければならないというふうになる可能性は非常にありますよね。行政上の運営になりますから、これに合っていれば受け入れざるを得ないということにもなるでしょうということで、十分予測できます。その認可すると。認可するに当たってですね、気をつけてほしいのは、やっぱり基準についてですね、特に営利業者については、その基準について厳格に対応すると、逐一細かくチェックをすると。そして保育ですね、質についてはどうなのかということについてもですね、しっかりと確認をすると。それから施設面だけではなくてですね、経験豊かな保育士を本当に確保できているのかどうか、そこら辺のチェックですね。そういうことをすることは重要だと思います。行政実務上ね、もしかったときには対応しないとなりません。その際には、今述べたような視点でしっかりとチェックをして対応するということを心がけてほしいと思います。これはまだ現に起こっていませんので、これからこういうことも起こり得るだろうということを想定し

ての質問ですけれども。その意見に対して、見解をちょっとどうなのか聞きたいと。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えいたします。我々行政としてもですね、やはり保育所に対する安全安心な確保に向けては、しっかりとやつていくつもりであります。また一方では、保育所においてもしっかり園の経営者、保育所を含めて保育所保育指針、あらゆるマニュアルに沿って安心安全な子どもの、児童を受け入れる体制づくりも必要になっていけると思います。また家庭でもですね、しっかりと保護者の指導に基づいた、この三者が一体となって安心安全を確保できるかと考えておりますので、そのようなまた体制がつくれるようにですね、行政側としてもしっかり対応していきたいと考えています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 この制度は来年度、2026年度から本格的に実施ということになるんですけども。やっぱりこの制度を実施するに当たってですね、この制度の意義やこども基本法の考え方であるこども真ん中というような位置づけですね。これは答弁で述べられますけれども、1番目の問い合わせに対して、子どもの良質な育成環境を整備するということで、町の答弁には出ていますけれども。やっぱりですね、こども真ん中というのを念頭にしてですね、全ての子どもの育ちを応援すると、そういう制度として生かすためにですね、私はひとつ、これも提案なんですけれども、やっぱり自治体の理事者の制度への認識を深めると、これからこの制度になりますので、その制度への認識を深めながら、設置基準等の内容をですね、よく吟味をすると。それから保育現場の声もですね、聞き取って改善点等々ですね、指摘をし、自治体から国に対してですね、要望を上げていくということもですね、この制度を充実発展するために必要じゃないかと。そういう点ですね、行政の側の対策ですね、そこら辺も十分頭に入れて進めてほしいというふうに思います。

この2番目の最後ですけれども、やっぱりこの制度というのは、親のですね、就労条件を問わずに、時間単位で柔軟に子どもを預けることができると。非常にいいことですよね、これね。なつかつ育児の負担軽減やですね、親子の孤立防止につながる僕は非常にいい制度だと思っています。是非こういう視点ですね、この制度が発展することを期待をして、この質問を終わりたいと思います。

次に、3点目の質問に入りたいと思います。3点目、学童保育についてです。(1)子どもの「生活の場」で

ある学童保育の施設・設備の安全点検や避難訓練のマニュアルなどの「安全計画」についてどうなっているのかということが1つ目です。(2)学童保育で、安全・安心を守る実施状況について伺いたいと、これが2つ目です。最後に(3)職員への「安全管理マニュアル」の周知徹底はどうなっているのでしょうかということについてお伺いします。以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項3(1)についてお答えします。全学童施設において安全計画は策定されており、その中で施設や設備の安全点検、避難訓練等についてもスケジュールを組み、各自計画を立てています。

(2)です。各学童施設においては、「開所時間中の学童施設職員の配置人数の遵守」と「安全計画やマニュアルの遵守」、学童施設職員及び児童が参加する各訓練を実施しております。また、町としては学童施設職員に対して資質向上研修を実施しております。

(3)です。安全計画の内容について、学童施設職員へ再周知を行っている学童や、マニュアル等を事務所や施設入り口等の目に付くところに掲示していることを確認をしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 それでは再質問をしたいと思います。まず(1)についてですけれども、施設の設備の安全点検や避難訓練のマニュアルに基づく実施とありますけれども、ここでちょっとお聞きしたいのは、一つは安全点検だとかですね、避難訓練などがね、どのような頻度で行われているのか。そのことについてお答えください。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えいたします。放課後児童クラブの安全点検資料をいただきまして回答いたします。安全点検のほう、園庭の安全点検は毎月1回行っているようです。そのほかにも緊急連絡先の確認や、また小学校の学童への帰路の点検等、様々な点検項目をつくってですね、安全対策を施していると認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 避難訓練は、どのような頻度で行われていますかね。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 避難訓練のほうは8月、11月に2回実施しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 避難訓練はじやああれですか、年に1回の頻度で行われているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 避難訓練の資料によりますと8月に火事の避難訓練、11月に火事と地震の避難訓練、年2回行っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 ありがとうございます。(2)について再質問したいんですけども、(2)ですね、実施状況について質問しますけれども、その答弁の中で施設職員の配置の問題等々ね、確かに配置は大事だなと思います。この配置の人数の遵守等々ですね、述べられてますけれども、職員の配置についてはですね、僕が調べたところによると2014年に、厚労省が設備と運営に関する基準を示したというのがあります。そのときには従うべき基準ということで、職員を複数配置するというようなことが、この基準として設けられたみたいですが、そういう基準が設置されその後、5年もたたないうちにですね、この従うべき基準というのが変えられて、無資格者や有資格者が1人でもオーケーですというふうになったというような情報を聞いたんですけども、南風原町内においてこの学童保育に関する職員ですね、1人で運営しているという施設があるんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 お答えいたします。この国が示した従うべき基準に沿って南風原町は行っております。職員の配置については、資格を持っている人が1名と、もう1人、最低でも1名いなければいけないというものが従うべき基準ということになっておりまして、本町ではその状況に応じて配置をしていることを確認しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 回答ありがとうございます。要するに従うべき基準に沿って南風原町では実践しているということですね、どうもありがとうございます。少しは安心しました。やっぱりですね、この学童問題ですね、やっぱり子どもの生活の場ですよね。子どもにとっては非常に大事な施設になると思います。うちの孫も学童に通っているんですけどもね、時たま迎えに行くんですけども、本当に楽しそうに小学校の授業を終えた後、そこで活発にやっています。本当に子どもたちの生活の場、生活の一部ですよね、ある意味はね。そういう場がですね、やっぱり安心安全に運営されるということは、とても大事なことですね。南

風原町は、今質問したように従うべき基準、あるいはその規則に従つてね、立派に運営しているということが分かりましたので、是非そういう視点で今後も頑張っていただきたいということを最終お願いをし、質問を終わりたいと思います。以上です。どうもありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時13分）

再開（午後2時22分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。9番 石垣大志議員。

[石垣大志議員 登壇]

○9番 石垣大志君 お疲れさまでございます。9番議員、石垣大志、一般質問進めてまいります。一括質問一括答弁でお願いいたします。

質問事項1、ウガンヌ前公園管理について。(1)浦添市では、指定管理者と毎年度協定を締結し、業務範囲や管理費用の内容を具体的に定め、指定管理料についても明記をされております。本町でも、同様の年度協定方式を導入し、ウガンヌ前公園における指定管理業務や支援内容を詳細に定める年度協定方式について調査検討できないか見解を伺います。

質問事項2、青少年の非行防止施策について。(1)警察庁によると、全国的に高校生年代を中心とした深夜徘徊や飲酒、不良行為、少年の補導件数がここ数年でコロナ禍以降再び増加に転じ、大麻など薬物使用の問題も高校生年代で顕著に見られており、少年の非行傾向や相談体制、各関係機関との連携が重要であると示されております。本年5月、6月中旬に南風原中学校校区において実施した夜間パトロールでは、高校生年代の青少年による非行実態が確認されており、本町の青少年を取り巻く環境に変化が出てきていると感じております。本町青少年の深夜徘徊や非行実態をどのように把握しているか伺います。(2)青少年の非行防止に向けた町としての具体的な体制整備及び具体的な施策はあるか、見解を伺います。以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1についてお答えいたします。ご質問の年度協定方式の導入につきましては、次回の協定更新時に検討をしてまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(1)について

です。本町青少年の深夜徘徊などの非行実態については、これまで把握できておりませんでしたが、与那原署のほうに問合せをしたところ、今日資料をいただいております。

(2)についてです。青少年の非行防止については、町を挙げて青少年の非行防止啓発活動に努めてまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 答弁ありがとうございます。それでは簡潔に伺いたいことを伺ってまいります。まずですね、ウガンヌ前公園の管理に関する部分でありますけれども、前回の一般質問でも質問させていただきましたけれども、このウガンヌ前公園の条例と協定について、業務範囲と管理費用についての記載がないということで、これを明確にする必要性があるんじやないかというような質問をさせていただきましたけれども、今回も同様の趣旨で質問させていただいております。この年度協定方式についてですね、メリットとデメリットがあると思うんですけれども、これについて説明いただけたらと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。年度協定方式のほうですが、メリットとして業務内容の明確化が図れます。また評価と改善ということで、各年度ごとにですね、評価して次年度で改善していくというようなメリットがあります。

次にデメリットのほうですが、事務負担の増加が増えます。また次に小規模公園への適用の難しさというのがデメリットとしてあります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 答弁ありがとうございます。このメリットとしては、毎年度見直し等をすることによって、実情に合わせた対応が可能になってくるということだと思うんですけれども、デメリットとしては毎年度見直し、更新をしていくことの事務負担がやはり大きなところはあるんじゃないかなというところもデメリットとしてあるというふうに思っております。ウガンヌ前公園の前回の議会の中でもですね、詳細に業務範囲を定めないことで一定の裁量を与えてですね、自治会自体の創意工夫を促すというような答弁もいただきましたけれども。やはりこの部分が、私としては、この部分も大切にしないといけないのかなというふうに思っております。そこで、加えて現在の状況ですね、深夜徘徊であったりごみの問題であったりですね、現場がこれまでと変わってきていると。そこを実情に合わせて条例であったり協定を見直していく必要があるんじや

ないかというような質問の趣旨でございます。これに関してですけれども、現在の協定でこういった支援内容であったり業務範囲を詳細に定めることはできるのかどうかですね、可能なのか伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。現在の協定書の中にはですね、内容に疑義が生じた場合には必要に応じて協議し、お互いで協議してですね、処理することができる旨が記載されております。ですので必要な事項についてですね、自治会と町のほうで協議を行い、詳細を定めることは可能です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 ありがとうございます。現在の協定でも、支援内容や業務範囲を定めることは可能であるということでおろしいですね。ありがとうございます。この実情に合わせた詳細な協定の改定であったりですね、解釈について今後も協議を続けていって、この年度協定方式であったり、追加で協定に加えていく、改正を行っていくというところも今後協議を行っていくことによろしいのかですね、確認します。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。実情に合わせたですね、協議で詳細に定めていくとかですね、そういったものは引き続き自治会と協議しながらですね、定めていきたいと考えております。また年度協定方式についてもですね、調査研究しながら次回の協定書の改定時にまた検討できるようなことは考えております。予定しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 ありがとうございます。今後も引き続き、このウガンヌ前公園の管理に関する事項ですね、検討していただきたいというふうに思います。

続きまして2点目の青少年の非行防止施策でありますけれども、先ほど答弁の中で未成年の補導の状況について答弁がありましたけれども、具体的に教えていただけたらと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 それではお答えいたします。令和5年中の補導状況です。行為別になつております。まず飲酒が19件、それから喫煙が38件、薬物はございませんで、暴走行為が3件、それから深夜徘徊が62件となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 ありがとうございます。深夜徘徊が62件で一番突出していると思うんですけども、南風原町のデータと近隣市町村のデータを比べて、南

風原町は今どのような状況なのか教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 まず合計件数で比較しますと、南城市が100件、それから八重瀬町が83件というところからしますと若干多いというふうなところでございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 すみません。南風原町の総数も教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 失礼しました。南風原町の総数は122件でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 ありがとうございます。令和5年現在の補導の状況が、南風原町が122件、南城市が100件、八重瀬町が83件ということでおよろしいでしょうか。あと年齢については、この件数は未成年の情報ということでよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 年齢については、14歳から19歳の範囲で集計されております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 このデータを見てですね、今後どのように本町では取り組んでいくのかですね。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 非行防止の観点でございます。まず薬物乱用とか深夜徘徊など危険性が非常に高いということで、まずそういった周知をすることが大事だというふうに考えております。周知については、例えば学校のほうでも人権教育や道徳の授業を通じた道徳教育、それからSNSやインターネットリテラシー教育なども実際授業の中で行われております。そういった学校や、あと地域などと連携して、そういった危険性の周知、それから防止について連携して努めていきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 ありがとうございます。この補導件数の状況を見ても、一定数こういった子たちはいるのかなというふうにも思っております。現在、通われている中学生たちへの影響を、やはり抑えていくような取組が大事なのかなというふうに思っておりまして、今後もですね、補導件数であったりこういった非行実態をしっかりと把握してですね、教育部局としてもですね、児童生徒の学習環境に配慮していただきたいというふうに、対策に組み込んでいただきたいという

ふうにお願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時36分）

再開（午後2時36分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時36分）